

NEWS LETTER

August 2026 - Vol.65

CHEMCURRENT's お知らせ

(株)ケムカレントでは、「化評法 - 既存化学物質共同登録」について理解を深めるために
ご要望の際に以下のように1:1相談サービスをご提供いたします。

-下記-

- 対象: 相談をご希望する企業
- 日程: お客様のご要望に合わせて協議後に確定
- 言語: 3か国語のうちご要望の言語をご指定下さい。(韓国語/日本語/英語)
- 相談方法: 要請により対面/非対面可能
- 所要時間: 30~60分(Q&A時間を含む)
- 詳細な内容:
 - 既存化学物質の共同登録概要のご説明
 - 登録予定の既存化学物質に対するデータギャップ(Data gap screening)
 - 物質別の登録戦略策定
 - 物質別登録時の予想費用を算出
 - 韓国政府の支援サービスの種類と詳細な内容のご説明
 - 協議体内での役割別、登録前後の準備事項
 - Q&A

多くの関心及びご参加をお願いいたします。その他のお問い合わせがございましたらご連絡ください。
ありがとうございます。

※ 本ニュースレターには、詳細な告示内容をご確認いただけるよう添付ファイルが付いております。

- Adobe Acrobat Reader: [表示→表示切り替え→ナビゲーションパネル→添付ファイル]を選択
- その他のPDFビューア: [表示]メニューにて添付ファイル表示などを選択

目次

化評法(K-REACH)	3
法律の動向 - 改正・予告(案)など.....	3
[化学物質安全院公告第2026-77号]「有害化学物質の規定数量に関する規定」改正(案) 行政予告	3
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど.....	4
化学製品安全法(K-BPR).....	5
法律の動向 - 改正・予告(案)など.....	5
[化学物質安全院告示第2026-14号]「承認猶予対象既存殺生物物質の指定」告示一部改正	5
[国立環境科学院告示第2026-90号]安全確認対象生活化学製品の承認などに関する規定」(案)行政予告 ..	6
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど.....	7
承認対象生活化学製品DB移管に伴うスケジュールのご案内.....	7
再承認殺生物物質および殺生物製品の申請・資料提出基準に関する案内	7
製品類似性認定基準および提出資料に関するご案内	8
産業安全保健法(ISHA)	9
法律の動向 - 改正・予告(案)など.....	9
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど.....	10
事業場情報変更機能の追加に関するご案内	10
労働者向け化学物質情報(警告表示等)案内資料の配布	10

化評法(K-REACH)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

[化学物質安全院公告第2026-77号]「有害化学物質の規定数量に関する規定」改正(案)行政予告

改正理由

有害化学物質の新規指定※に伴い、「化学物質管理法施行規則」第19条、第23条、第27条および第29条に基づく有害化学物質ごとの数量基準を整備することを目的とします。

※「人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質および生態有害性物質の指定告示」行政予告(化学物質安全院告示第2025-128号)

主な内容

- イ. 新設38種: 新たに有害化学物質に指定される38種について数量基準を新設(告示(案)[別表2]連番1559から1598まで)
- ロ. 低拡散物質: 新規指定物質のうちの7物質について、低拡散規定数量を整備([別表2]連番1567、1570、1580、1587、1591、1595、1598)
- ハ. 既存物質: 人体など有害性物質の名称を追加、誤記訂正および有害性分類を追加(5物質)
- ニ. その他: 告示内容を一部修正
- ホ. 意見提出: 2026年8月19日で終了しております。
(化学物質安全院事故予防審査課制度チーム: TEL 043-830-4342, メール: rlaalsrnr77@korea.kr)

参考資料

化学物質安全院

<https://nics.mcee.go.kr/sub.do?menuId=111>

化学物質安全院お知らせ>お知らせ・公告>行政予告、揭示番号139、揭示日2026.07.29

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

※ 8月化評法-国内動向に関する内容はありません。

化評法(K-REACH)

化学製品安全法(K-BPR)

産安法(ISHA)

化学製品安全法(K-BPR)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

[化学物質安全院告示第2026-14号]「承認猶予対象既存殺生物物質の指定」告示一部改正

改正理由

「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」第18条第3項に基づき、届出を受けた既存殺生物物質を「承認猶予対象既存殺生物物質」として追加指定し、承認猶予対象既存殺生物物質の韓国における使用状況等を考慮して承認猶予期間を調整するとともに、承認猶予期間が満了した承認猶予対象既存殺生物物質について最新の情報を提供します。

主な内容

- イ. 既指定物質に対する殺生物製品類型の追加指定
 - [別表]のうち、“12”, “147”, “342”に使用可能な殺生物製品類型を追加指定し承認猶予期間を付与
- ロ. グループⅡ物質49種のうち、承認済みまたは承認手続き中の11種について、承認猶予期間を2024年から2026年まで延長
 - 改正理由: 防腐木材の生産、シロアリ防除等の韓国における使用状況および市場状況等を考慮し、承認済みまたは承認手続き中のグループⅡ物質について、承認猶予期間を延長する必要があります。
 - ※ これに伴い、関連製品の経過措置期間もあわせて延長されます(物質の承認猶予期間+3年、2027年→2029年)。
- ハ. 承認猶予期間終了後の管理のため、対象物質の現況情報を表示
 - 現行告示の[別表]に「備考」欄を新設し、承認猶予期間が終了した物質について「承認猶予期間満了」と明記することで、物質の現況情報を提供します。
 - 承認猶予期間の満了または継続に応じて、物質の製造・輸入は、それぞれ承認を受けた事業者または既存殺生物物質の届出を完了した事業者のみ可能であり、関連情報は化学製品管理システムで確認するよう案内しています。
- ニ. 意見提出: 2026年7月30日で終了しております。
(化学物質安全院化学物質登録評価チーム、TEL 032-560-8676/8690、FAX 032-568-2038)

参考資料

電子官報

<https://gwanbo.go.kr/user/search/searchDaily.do>

登録日: 2026-08-19

※ 詳細な内容は本PDFの添付ファイル 01_K-BPR_2026-14.pdf をご参考ください。

**[国立環境科学院告示第2026-90号]安全確認対象生活化学製品の承認などに関する規定」(案)
行政予告****改正理由**

「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」第10条第6項等から委任された安全確認対象生活化学製品の承認等に関する事項のうち、殺生物製品へ移行する安全確認対象製品の品目名を調整し、これに伴う審査資料の提出範囲を見直します。

主な内容

- イ. 安全確認対象製品から殺生物製品への管理移行に伴う品目名の調整
 - グループ I (殺菌剤、殺藻剤、殺虫剤、忌避剤)物質を含有する6品目を削除し、2品目の名称を調整
- ロ. 管理対象品目名の調整に伴う審査資料提出範囲の整備
 - [別表2 - 品質管理のための試験・検査の基準および方法]、[別表3 - 安全性・有効性審査]について、調整後の品目名に改正
- ハ. 殺虫剤の管理範囲の調整に伴う主要含有物質規格の削除
 - [別表4 - 殺虫剤の主要含有物質の規格]の一部条項を修正・削除
- ニ. 管理対象品目の調整に伴う承認番号の再整備
 - 安全確認対象製品から殺生物製品へ管理移行する6品目を削除し、新規2品目に番号を付与
- ホ. その他の製品のうち、加湿器用保存処理製品の定義を明確化
 - 付随的な目的で殺生物剤を使用しているものの、その効果を標榜していないことを理由に管理対象から除外されるケースを防止
- ヘ. 意見提出：2026年9月14日まで
化学物質安全院 有害性管理課、TEL 032-560-8623、電子メール：gabera83@korea.kr

参考資料

電子官報

<https://gwanbo.go.kr/user/search/searchDaily.do>

化学物質安全院 お知らせ〉告知・公告〉行政予告

<https://nics.mcee.go.kr/sub.do?menuId=111>

番号：142. 登録日：2026-08-25

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

承認対象生活化学製品DB移管に伴うスケジュールのご案内

既存の化学製品管理システムと新しいシステムとの統合作業に伴い、承認対象生活化学製品のDB移管が予定されており、各システムにおける業務処理スケジュールを以下のとおりご案内します。

- (旧) 化学製品管理システムの業務停止9月1日から、新規申請、自由販売証明書、輸出入関連業務の処理が停止されます。
ただし、現在手続き中の変更承認7件は除きます。また、自由販売証明書については殺生物製品を除きます。
- (新) 化学製品管理システムでの新規提出9月21日から提出可能です。

参考資料

化学製品管理システム

https://chempold.keiti.re.kr/cop/bbs/selectBoardList.do?bbsId=BBSMSTR_000000000001&QAtypeStr=NIER

お知らせ、番号57、登録日2026-08-12

再承認殺生物物質および殺生物製品の申請・資料提出基準に関する案内

「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理等に関する法律」(略称：化学製品安全法)第13条第3項および第20条第6項に基づく、再承認殺生物物質および殺生物製品の申請・資料提出基準に関する案内を以下のとおり公表します。

主な内容

- 殺生物物質・殺生物製品の再承認申請期限
- 殺生物物質の再承認申請資料の提出基準
- 殺生物製品の再承認申請資料の提出基準
- 再承認申請の審査・評価時における制限事項

※ 詳細な内容は下記のリンクを通じてご確認ください。

参考資料

化学製品管理システム

https://chemp.mcee.go.kr/web/board/1?_csrf=374165e2-6615-4031-932c-0b364c55ad22&page=1&TASK_CLSF_CD=3&TASK_CL_CD=&pSearchType=ALL&pSearchWord=&pageSize=10

お知らせ、登録日 2026-08-14

製品類似性認定基準および提出資料に関するご案内

「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」第25条および同法施行令第22条に基づき、製品類似性認定基準および提出資料に関する案内を変更公表します。

主な内容

- 基準殺生物製品と類似または同一の製品について申請する場合、既存の承認者、第三者の申請者のいずれも製品類似性認定を申請できます。
- 類似性認定対象となる殺生物製品の申請者が基準殺生物製品の承認者である場合は、資料利用同意を省略できます。

※ 詳細な内容は下記のリンクを通じてご確認ください。

参考資料

化学製品管理システム

https://chemp.mcee.go.kr/web/board/1/25076?_csrf=a55075f3-c61a-4d04-955b-e36f26046a61&page=1&TASK_CLSF_CD=3&TASK_CL_CD=&pSearchType=ALL&pSearchWord=&pageSize=10

お知らせ、登録日 2026-08-14

産業安全保健法(ISHA)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

※ 8 月産業安全保健法-法律動向に関する内容はありません。

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

事業場情報変更機能の追加に関するご案内

KMSの「事業場情報変更」メニューに、「所在地・連絡先の追加登録」機能が新たに追加されました。

※「マイページ > 事業場管理 > 事業場情報およびDB移管申請 > 事業場情報変更」メニューから、所在地および連絡先を追加登録できます。

主な内容

- 追加機能: 「事業場情報変更」で、複数の所在地および連絡先を追加登録できます。
- 利用方法: MSDS提出画面で、製造者/供給者欄の下部にある「所在地・連絡先を読み込む」をクリックして選択します。
なお、製造者/供給者情報に初期表示される情報は従来と同様、「事業場情報変更」に基本情報として登録されている所在地です。

参考資料

物質安全保健資料システム(KMS)

<https://msds.kosha.or.kr/msds/BB00100M01.do?bbsTySeCd=001&cmmnDetailCd=CA01>

お知らせ、番号1、登録日: 2026-08-5

労働者向け化学物質情報(警告表示等)案内資料の配布

化学物質を取り扱う労働者の化学物質情報(警告表示等)に対する認知度向上を目的として作成された案内資料が配布されました。

物質安全保健資料(MSDS)に関する案内のほか、MSDSの提出状況、非公開承認の有無、作成ガイド等を確認できるQRコードが掲載されています。

参考資料

物質安全保健資料システム(KMS)

<https://msds.kosha.or.kr/msds/BB00200M01.do?bbsTySeCd=002&cmmnDetailCd=CA06&nttId=142#>

資料室、登録日: 2026-08-18